

## 静岡県告示第397号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第49条の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、告示する。

平成31年4月26日

静岡県知事 川勝平太

医療機関の名称	所在地	指定年月日
すずき耳鼻咽喉科クリニック	富士宮市大岩 274 - 1	平成 31 年 2 月 1 日
日吉クリニック	伊東市富戸 740 - 3	平成 30 年 12 月 1 日
伊豆高原歯科医院	伊東市富戸 1309 - 4	平成 30 年 10 月 1 日
島田サニーメディカルクリニック	島田市阿知ヶ谷 124 - 2	平成 30 年 12 月 1 日
つるなが歯科	島田市金谷宮崎町 3681	平成 31 年 1 月 1 日
関歯科医院	島田市中河町 309 - 1	平成 28 年 5 月 3 日
ヘルマシア薬局	島田市祇園町 8725 - 30	平成 31 年 1 月 1 日
訪問看護ステーションルピナス 島田	島田市向谷元町 1110 - 4	平成 30 年 4 月 1 日
酒井歯科医院	焼津市石津向町 21 - 18	平成 31 年 1 月 1 日
アラキ歯科医院	掛川市南 1 - 3 - 15	平成 30 年 8 月 1 日
あかり薬局	藤枝市駅前 3 丁目 14 - 5	平成 30 年 11 月 1 日
ウエルシア薬局 御殿場西店	御殿場市萩原 1012 - 17	平成 31 年 1 月 1 日
からし種診療所	袋井市萱間 1305 番地	平成 30 年 12 月 1 日
よしむら整形外科	袋井市高尾 1769 番地の 1	平成 31 年 1 月 1 日
ウエルシア薬局 裾野佐野店	裾野市佐野 511 - 1	平成 30 年 12 月 1 日
なかむらクリニック	湖西市駅南 1 丁目 5 番 6 号	平成 30 年 11 月 1 日
アイン薬局 こさい店	湖西市新所岡崎梅田入会地字藤ヶ池 15 - 71	平成 30 年 11 月 1 日
ウエルシア薬局 伊豆長岡駅前店	伊豆の国市南條 453 - 17	平成 31 年 2 月 1 日
ねぎクリニック	牧之原市静波 2140 - 1	平成 30 年 11 月 1 日

スギ薬局 函南西店	田方郡函南町間宮 329 - 1	平成 30 年 12 月 1 日
訪問看護 ももまさ	田方郡函南町平井 841 - 1 レジデンスソレイユ 201	平成 30 年 11 月 1 日
コスモス薬局 長泉町店	駿東郡長泉町下土狩 4 - 8	平成 30 年 11 月 1 日

=====

### 静岡県告示第398号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の規定に基づき、次のとおり施術者を指定したので、告示する。

平成31年4月26日

静岡県知事 川勝平太

施術所の名称	施術所の所在地	施術者	区分	指定年月日
訪問医療マッサージ KEiROW 三島南ステーション	三島市南二日町 3 - 15	磨井 宏樹	はり・きゅう	平成 30 年 10 月 11 日
訪問医療マッサージ KEiROW 富士ステーション	富士市中央町 2 - 2 - 5 文化図書第二ビル 3 F 南	坂井 陽子	あん摩・マッサー ジ	平成 30 年 11 月 1 日
おおた整骨院	掛川市三俣 488 - 3	太田 一麻	柔道整復	平成 31 年 1 月 30 日
新伝院	藤枝市五十海 2 丁目 4 番 29 号	原田 正人	あん摩・マッサー ジ、はり・きゅう	平成 29 年 9 月 1 日
ひかり鍼灸接骨院	藤枝市茶町 2 丁目 1 - 50	早川 光	あん摩・マッサー ジ、はり・きゅ う、柔道整復	平成 30 年 11 月 28 日

=====

### 静岡県告示第399号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、告示する。

平成31年4月26日

静岡県知事 川勝平太

医療機関等の名称 又は施術者の氏名 及び施術所の名称	医療機関等の 所在地又は施術所 の所在地	変更 した 事項	変更内容		変更 年月日
			新	旧	
アイン薬局 富士 宮店	富士宮市東町 27 - 6	名称	アイン薬局 富士 宮店	ヒカリ薬局 富士 宮店	平成 31 年 2 月 1 日
アサカ薬局 中央 町店	伊東市松川町 3 - 10	所在地	伊東市松川町 3 - 10	伊東市中央町 13 - 13	平成 30 年 12 月 1 日
医療法人社団 勝 優会 するがホー ムクリニック	富士市吉原 2 - 5 - 2 本三ビル 101	所在地	富士市吉原 2 - 5 - 2 本三ビル 101	富士市依田橋町 11 - 9 メゾンK102 号	平成 31 年 2 月 1 日
さかえ薬局	焼津市栄町 2 - 3 - 19	所在地	焼津市栄町 2 - 3 - 19	焼津市栄町 1 - 2 - 10 - 2	平成 30 年 3 月 18 日
むらまつファミリ ークリニック	藤枝市藤枝 5 丁目 6 番 38 号	名称	むらまつファミリ ークリニック	村松耳鼻咽喉科気 管食道科医院	平成 30 年 7 月 4 日
まごころ薬局 浜 岡店	御前崎市池新田 3287 - 5	所在地	御前崎市池新田 3287 - 5	御前崎市池新田 3222	平成 28 年 4 月 1 日
ルルド薬局	榛原郡吉田町神戸 22 - 2	所在地	榛原郡吉田町神戸 22 - 2	榛原郡吉田町神戸 22 - 9	平成 30 年 6 月 1 日

=====

#### 静岡県告示第400号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり廃止の届出があったので、告示する。

平成31年4月26日

静岡県知事 川勝平太

医療機関等の名称又は 施術者の氏名及び施術所の名称	医療機関の所在地又は施術所の所在地	廃止年月日
小野薬局	三島市旭ヶ丘 37 - 6	平成 30 年 2 月 26 日
伊豆高原歯科医院	伊東市富戸 1309 - 4	平成 30 年 9 月 30 日
ヘルマシア薬局	島田市祇園町 8725 - 30	平成 30 年 12 月 31 日
グッド薬局竜洋店	磐田市白羽 642	平成 30 年 4 月 30 日
石田歯科医院	焼津市大住 893	平成 30 年 4 月 30 日
酒井歯科医院	焼津市石津向町 21 - 18	平成 30 年 12 月 31 日

長谷川歯科医院	掛川市本郷 1404 - 4	平成 30 年 3 月 31 日
服部歯科医院 音羽町診療所	藤枝市音羽町 3 丁目 2 番 18 号	平成 30 年 7 月 31 日
メディオ薬局駅前三丁目店	藤枝市駅前 3 - 14 - 5	平成 30 年 10 月 31 日
よしむら整形外科	袋井市高尾 1769 番地の 1	平成 30 年 12 月 31 日
アイン薬局 こさい店	湖西市新所岡崎梅田入会地字藤ヶ池 15 - 71	平成 30 年 10 月 31 日
ねぎクリニック	牧之原市静波 2140 - 1	平成 30 年 10 月 31 日
陽だまり薬局稲取店	賀茂郡東伊豆町稲取 3031 - 227	平成 30 年 11 月 25 日
コスモス薬局 長泉町店	駿東郡長泉町下土狩 4 - 8	平成 30 年 10 月 31 日

=====

#### 静岡県告示第401号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第51条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）に基づき、次のとおり指定の辞退があったので、告示する。

平成31年4月26日

静岡県知事 川勝平太

医療機関等の名称又は 施術者の氏名及び施術所の名称	医療機関等の所在地又は施術所の所在地	辞退年月日
安井医院	熱海市昭和町 15 - 16	平成 27 年 4 月 1 日

=====

#### 静岡県告示第402号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされた生活保護法第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり再開の届出があったので、告示する。

平成31年4月26日

静岡県知事 川 勝 平 太

医療機関等の名称又は 施術者の氏名及び施術所の名称	医療機関の所在地又は施術所の所在地	再開年月日
城東こころのクリニック	掛川市宮脇 1 - 15 - 1	平成 30 年 5 月 7 日